

柏原市規則第 1 号

柏原市公共施設等総合管理計画専門委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年柏原市条例第 24 号）第 3 条の規定に基づき、柏原市公共施設等総合管理計画専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 都市工学、社会福祉学等について識見を有する者
- (2) 柏原市都市計画審議会の代表者
- (3) 政策推進部長
- (4) 都市デザイン部長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、任命の日から公共施設等総合管理計画の策定及び公共施設等の再配置案の作成についての審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる会議における委員長が決定されるまでの委員長の職務は、市長が行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。